

手形・小切手帳の発行停止および当座預金払戻請求書帳の制定について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、「2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記のとおり手形・小切手帳の発行を停止するとともに、小切手に代わる当座預金の払戻証券として当座預金払戻請求書帳を制定いたします。

当行では、社会情勢の変化を踏まえながら今後ともお客さまにご満足いただけますよう質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1 実施内容

(1) 手形・小切手帳の発行停止

発行停止日：2026年3月31日（火）

内容：2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化を見据え、手形、小切手の発行受付を停止いたします。

対象：約束手形、為替手形、当座小切手、ホームチェック、自己宛小切手

※ 発行受付終了時点で保有されている手形・小切手は、同日以降も引き続きご利用いただけます。

(2) 当座預金払戻請求書帳の制定

制定（取扱開始）予定日：2025年6月2日（月）

内容：小切手に代わる当座預金の払戻手段として当座預金払戻請求書帳を制定いたします。

仕様	当座預金払戻請求書（伝票）と「お客さま控」を1組とした1冊50組綴り
発行手数料	2,200円/冊（税込）
使用方法	1 当座預金払戻請求書（伝票）に必要事項をご記入・押印のうえ、当座預金払戻請求書帳から切り離さずに窓口へご提示ください。 2 お取扱いは口座開設店のみとなります。 3 第三者に交付・譲渡はできません。 4 当行所定の本人確認資料の提示等をお願いする場合があります。

(3) 当座勘定規定の改定について

上記にともない、当座勘定規定についても2025年6月2日（月）に改定いたします。

改定箇所につきましては、別添資料をご覧ください。

2 背景

政府は、2021年6月に「5年後の約束手形の利用の廃止、小切手の全面的な電子化に向けた取り組みを促進する」ことを閣議決定しました。これを受け全国銀行協会では、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に定めており、こうした一連の流れを踏まえ、本件を実施いたします。

3 代替サービスについて

(1) 手形・小切手に代わる電子的決済サービス

名 称	サービス内容
インターネットバンキング「ビジネス I B」	残高照会、取引明細、振込・振替、料金等払込ほか
でんさいサービス	手形に代わる決済サービス

※ 商品およびサービスの詳細につきましては、当行ホームページをご参照ください。

(2) 電子的決済サービスのメリット

事務手続の省力化	手形等の現物管理、署名、押印、授受（郵送）等の事務負荷の軽減
リスク低減	盗難、紛失等の現物紛失リスクの低減
コスト削減	印紙税、郵便料、用紙代、各種手数料の削減

(3) 関連キャンペーン

現在、お客さまの決済取引デジタル化や経理業務効率化の支援を目的に、「〈あきぎん〉法人決済デジタルシフト応援キャンペーン！」を実施中です。（期間：2025年9月30日まで）

同キャンペーンでは「ビジネス I B」新規ご契約・お切替えで月間手数料が6か月間無料になるなどの特典があります。くわしくは当行ホームページをご覧ください。

(以 上)

(別添資料)

当座勘定規定改定箇所 (下線部)

改定後	現 行
<p>第7条(手形、小切手の<u>支払い等</u>)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めるとを含まず。)があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められる本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>(4)手形用紙、小切手用紙<u>または払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず。)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず。)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第7条(手形、小切手の支払い)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めるとを含まず。)があります。</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3)前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>(4)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず。)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず。)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>

当座勘定規定(一般用)

当座預金(一般用)(以下、「この預金」という。)は、次の規定により取扱います。

第1条(当座勘定契約の成立)

当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとします。

第1条の2(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- (4) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
- (3) この当座勘定が法令や公序良俗に反する取引やマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認めた場合には、振込金を受入れしない場合があります。これらにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前三条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却

します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（手形、小切手の支払い等）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の払戻請求書を使用してください。
- (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められる本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。

第8条（手形、小切手用紙）

- (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。
- (4) 手形用紙、小切手用紙または払戻請求書の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

第9条（支払の範囲）

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第11条（過振り）

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当行の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当行からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当行所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当行が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当行は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券

類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条（手数料等の引落し）

- (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。

第13条（支払保証に代わる取扱い）

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

第14条（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第15条（届出事項の変更）

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または、印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があつた場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条（印鑑照合等）

- (1) 手形、小切手、払戻請求書、または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手、払戻請求書として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条（線引小切手の取扱い）

- (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払

うことができるものとします。

- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第19条（自己取引手形等の取扱い）

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続きを必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第20条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第21条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第22条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第23条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第23条の2（取引の制限）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。

第24条（解約等）

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条

に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が預金共通規定第 9 条第 1 項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 前条第 1 項から第 4 項までに定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、および前条第 1 項または第 3 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑦ ①～⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他 A から D に準ずる行為
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第 25 条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当行はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第 26 条（手形交換所規則による取扱い）

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 27 条（個人信用情報センターの利用）

この申込みに関する取引上の判断をするにあたり、当行の加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている信用情報を利用できるものとします。

第 28 条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。